

岡山市個人情報保護法施行条例（案）に係るパブリックコメントの結果について

1. 意見募集の概要

募集期間	令和4年11月30日（水）から令和4年12月28日（水）まで
閲覧場所	情報公開室、各区役所・支所・地域センター、岡山市ホームページ
意見の提出方法	電子メール、ファクシミリ、郵送、持参
意見の提出先	岡山市総務局総務部行政事務管理課情報公開室

2. 意見募集の結果

意見提出者数 9人

3. 意見の概要及び市の考え方

項目	意見の概要	市の考え方
条例の名称	「法施行条例」ではなく、「岡山市個人情報保護条例」とすべきである。	<p>個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）は、個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしています。</p> <p>条例は、法の施行に当たり、法で委任された事項や法が許容した事項を定めた内容であるため、法施行条例という名称はその内容と照らして妥当であると考えます。</p>
	国任せではなく、自治体が住民の個人情報を守ると意識を持ってほしいので、岡山市の個人情報保護条例を作ってほしい。	
	「法施行条例」ではなく、これまで通り、独自の「岡山市個人情報保護条例」で、自治体として市民の個人情報を守るという姿勢を明らかにしてほしい。	
	自治体が住民の個人情報を守るという基本をこれからも堅持するために、「法施行条例」ではなく、独自の「岡山市個人情報保護条例」とするという判断をお願いしたい。	
	住民の個人情報を守るということを堅持するために、法施行条例ではなく、独自の岡山市個人情報保護条例にしてほしい。	

項目	意見の概要	市の考え方
基本的人権の保障 と自己情報コントロール権	<p>目的として、「基本的人権の保障」と「自己情報のコントロール権」を明記すべきである。少なくとも、現行条例にある文章をそのまま入れるべきである。</p>	<p>法は第1条で「個人の権利利益を保護することを目的とする」と規定し、個人の人格的な権利利益と財産的な権利利益を保護することを明らかにしています。</p> <p>また、法には「自己情報コントロール権」という文言は明記されていませんが、開示請求、訂正等請求、利用停止等請求等により、自己情報をコントロールする仕組みが導入されています。</p> <p>そのため、条例において、目的規定を改めて設けることや自己情報コントロール権を明記することは考えておりません。</p>
	<p>現行条例の目的「自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を定めること等本市の保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、市民の基本的人権を擁護することを目的とする」を明記してほしい。</p>	
	<p>個人情報保護の基本である「基本的人権の保障」と「自己情報のコントロール権」を法施行条例で担保するために、目的にこの2つを明記してほしい。</p>	
	<p>基本的人権の保障と自己情報のコントロール権という目的を明記してほしい。</p>	
	<p>本人情報の開示、使用禁止、訂正請求権など、自己情報コントロール権を明記してほしい。</p>	
	<p>個人情報が個人の知らない間に情報公開された場合は、基本的人権を一番に考え、本人が情報開示の取消しをすることができる「自己情報コントロール権」を担保してほしい。</p>	
本人収集の原則	<p>現行条例にある「個人情報を収集しようとするときは、…当該個人から直接しなければならない」という原則を盛り込むべきである。</p>	<p>国が示しているガイドラインにおいて、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定を条例に定めることは許容されないとの解釈が示されていることから、条例に規定することは考えておりません。</p>

項目	意見の概要	市の考え方
死者の情報	死者の情報は、引き続き、別途に条例を策定し、保護すべきである。	法は、開示請求権等を行使し得るのが生存する個人のみであるため、死者の情報を直接の対象とはしていませんが、死者の情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合は、生存する個人による開示請求権等の行使が可能となり、開示・非開示の判断等においても個人情報として取り扱われ、法の保護の対象となるため、別途に条例を制定することは考えておりません。
	死者の情報は、引き続き、別途に条例を策定し、保護してほしい。改正法では、個人情報の定義が生存する個人に関する情報に限定されている。このままでは、死者と関係する生存する個人の知らないところで情報が開示される可能性があり、権利が侵害される恐れがある。国も個人情報保護制度とは別の制度として、条例で定めることを可能としている。	
要配慮個人情報	要配慮者情報について、新たな施策や社会状況の変化等を踏まえて、随時、規定の検討を行うと位置付けるべきである。収集・データ化しないことを明記すべきである。	国が示しているガイドラインでは、地方公共団体が要配慮個人情報について、法に基づく規律を超えて取得や提供等に関する固有のルールを付加することは、できないとされているため、取得やデータ化しないことを条例に規定することは考えていませんが、その取扱いに際しては、本人に対する不当な差別や偏見その他の不利益が生じないよう、法の趣旨に沿って適切に取り扱ってまいります。また、地域特性その他の事情に応じての条例による要配慮個人情報の追加については、施策や社会状況の変化により、必要性が生じた場合に検討してまいります。
	要配慮個人情報（人種・信条・病歴・前科・前歴等）について、収集・データ化しないことが担保できるのか。しないことを明記してほしい。地域の特性その他の事情に応じて、条例において規定することができるかとされている。新たな施策や社会状況の変化等を踏まえて、随時、規定の検討を行ってほしい。	
	病歴・信条・前科・人種などの配慮が必要な内容をデータとしないことも担保する必要がある。	
行政機関等匿名加工情報	行政機関等匿名加工情報制度において、どのような情報が審査基準をクリアするのかについて、自治体が審査して決めることになる。自治体において厳格かつ公正な審査が行われるようにするための参照基準の策定はどのように措置されるのか。明らかにした上で条例化すべきである。それはどこで決めるのか。	行政機関等匿名加工情報制度における提案の審査は、法で定められた審査基準について、国の個人情報保護委員会が示している審査基準の解釈に従って行います。また、行政機関等匿名加工情報の取扱いについては、法に識別行為の禁止規定が設けられており、その監督及び監視は、個人情報保護委員会が実施し、個人情報の適正な取扱いの確保に関する指導及び助言を行うこととなっています。
	行政機関等匿名加工情報の取扱いについて、自治体の行っている審査基準と同等の、むしろそれ以上の管理がなされるのかが心配。匿名とされている情報も各種の情報の集積で特定化することが可能。行政機関等匿名加工情報の取扱いについて、厳重にチェックする機関の設置が必要。統合については慎重であるべき。	

項目	意見の概要	市の考え方
審議会等への諮問	<p>岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会への諮問について、次の項目も加えるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要なとき。 	<p>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認められるときに、岡山市行政不服・情報公開・個人情報保護審査会に諮問できるよう、条例に明記します。</p>
運用状況の公表	<p>運用状況の公表を条例に明記すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の機関における個人情報保護制度の運用状況について、議会に報告するとともに、市民に公表をすること。 ・現在公表されている事項に加えて、個人情報ファイル簿の届出状況、目的外利用又は外部提供の状況、保有特定個人情報の目的外利用の状況、行政機関等匿名加工情報の利用状況、審査請求の状況、審査会の運営状況を公表すること。 	<p>個人情報保護制度の運用状況の公表について、条例に明記します。</p> <p>個人情報ファイル簿の届出状況、目的外利用又は外部提供の状況（保有特定個人情報含む。）、行政機関等匿名加工情報の利用状況、審査請求の状況、審査会の運営状況について公表します。</p>
その他	<p>岡山市個人情報保護条例の見直しに当たり、懸念することがある。以前18歳、20歳に達した市民の個人情報を国にタックシールを貼って送っていた事例もあり、十分な市民の意見（パブリックコメント）の活用をお願いする。</p>	<p>岡山市では、広く市民等の市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的としたパブリックコメント制度を実施しています。今後も当制度により市民意見の活用を努めてまいります。</p>

項目	意見の概要	市の考え方
その他	<p>市民の基本的人権を守ることにつながるのか甚だ疑問であり、また地方分権に逆行するものであると考え。</p> <p>個人情報保護については、各自治体の取り組みが国に先行し、制度を作ってきたという歴史がある。各自治体が条例を定めるなどして、住民の情報を保護してきたはずである。岡山市もその大きな流れの中で、個人情報保護条例をつくり「自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を定めるなど、市民の基本的人権を擁護」しようとしてきたはずである。</p> <p>ところが行われようとしている「国が一元的なルールを定める」というのは、地方分権の流れに逆行するものである。</p> <p>「国が一元的に管理する」という流れの中に、個人情報保護法の「改正」はあるように思われる。</p> <p>特に全てのデータが電子情報となっている今、個人情報の保護について、これまで以上に慎重になるべき。</p> <p>鳥取県が保有する個人情報を、その人が死亡した後も保護することを規定した県の改正個人情報保護条例が成立したというニュースが先日あったが、まだまだ自治体として、すべきこと、できることがあるはず。</p> <p>現行の岡山市個人情報保護条例が目的として掲げる「市民の基本的人権擁護」が守られる制度なのか否か、今後の検証を義務付けるなど、まだまだ工夫の余地のある制度なのではないか。</p> <p>個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法を一本の法律に統合することに反対する。一本化されると個人情報を守る手段を取り上げられると思う。</p> <p>全国的な共通ルールに、基本的人権意識が反映されるか不安である。</p> <p>行政機関に対する意見も自由に発言できる匿名性を担保できるような内容の検討も必要だと思う。</p>	<p>法の改正に伴い、令和5年4月1日から地方公共団体は、法に基づく全国的な共通ルールにより個人情報を取り扱うこととなりました。今後は、法及び国が示しているガイドライン等に基づき個人情報保護制度を適正に運用することで、引き続き、個人情報保護に努めてまいります。</p> <p>いただきましたご意見は、参考にさせていただきます。</p>